

令和3年度（2021年度）財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助（補助金）及び公の施設の指定管理（以下「指定管理」という。）に関する団体監査並びに同条第2項及び第5項の規定に基づく所管部課の監査

2 監査の範囲

令和2年度（2020年度）に執行された会計事務及びその他の事務

3 監査の期間

令和3年（2021年）9月1日から同年12月20日まで

第2 財政援助に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる事業、団体及び所管部課は、次のとおりである。

	対象事業	対象団体	所管部課
(1)	八王子国際協会事業 （コミュニケーション・生活支援事業、国際交流・国際理解事業）	特定非営利活動法人 八王子国際協会	市民活動推進部 多文化共生推進課
(2)	食事提供サービス活動支援事業	特定非営利活動法人 長寿社会を考える会	福祉部 高齢者福祉課
		特定非営利活動法人 食事サービス加多厨	

	対象事業	対象団体	所管部課
(3)	地域活動支援センターⅢ型事業	特定非営利活動法人 八王子ワークセンター	福祉部 障害者福祉課
(4)	障害者工賃向上推進事業		
(5)	重度身体障害者グループホーム事業	特定非営利活動法人 若駒ライフサポート	
(6)	地域福祉推進事業 (有償家事援助サービス)	特定非営利活動法人 ヒューマンケア協会	
	地域福祉推進事業 (ミニキャブ運行)	社会福祉法人もくば会	
(7)	福祉ホーム事業	社会福祉法人東京玉葉会	
		社会福祉法人 東京リハビリ協会	
(8)	小津町地域バス運行事業	小津町地域バス等 運営委員会	

2 監査の主な着眼点及び実施内容

八王子市監査基準（令和元年12月26日施行）に基づき、監査対象の財政援助団体及び所管部課が令和2年度（2020年度）に実施した財政的援助に係る会計事務その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを監査するため、主な着眼点を次表のとおりとし、八王子市監査基準実施細目により、関係書類、帳簿、証憑書類等について照合、質問等通常実施すべき監査手続により実施した。

主な着眼点	
財政援助団体	所管部課
(1) 補助事業は、目的に沿って適正に執行されているか。	(1) 財政援助の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。
(2) 補助事業は、市の交付決定に基づき適正に執行されているか。	(2) 補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
(3) 予算書、決算諸表等と補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。	(3) 補助金の支出及び精算・返還事務は適正に行われているか。
(4) 経理規定等の諸規程の整備はなされているか。	(4) 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
(5) 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。	
(6) 出納関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証憑書類の整理、保存は適切か。	

3 監査対象事業の補助の目的及び補助金交付状況

(1) 八王子国際協会事業（コミュニケーション・生活支援事業、国際交流・国際理解事業）

○特定非営利活動法人八王子国際協会

ア 補助の目的

国際協会が実施する多文化共生の推進に係る事業の経費を市が補助することにより、事業が安定的かつ円滑に行われ、もって多文化共生社会への推進を図ること。

イ 補助金の交付状況

令和2年度（2020年度）の交付状況については、次のとおりである。

補助対象事業区分	補助対象事業支出額（円）	補助金交付額（円）	主な対象経費の内容
生活コミュニケーション事業	149,101	49,101	語学ボランティア、医療ボランティア、学習支援
国際交流事業	146,091	27,260	国際交流フェスティバル、世界の人とのふれあいタイム
国際理解事業	54,465	2,000	国際理解教育
広報事業	257,668	98,968	多文化共生の推進に関するもの
人件費	2,319,498	1,861,318	
管理事務費	1,150,139	347,800	
合計	4,076,962	2,386,447	

(2) 食事提供サービス活動支援事業

○特定非営利活動法人長寿社会を考える会

○特定非営利活動法人食事サービス加多厨

ア 補助の目的

高齢者を対象に食事の提供を行う者を支援し活動が活発になることにより利用者の負担が軽減されるとともに、利用者数が増加することで高齢者に対する健康維持及び見守り、呼びかけが行われ、住み慣れた地域で健康かつ安全に生活できる社会の実現を図ること。

イ 補助金の交付状況

令和2年度(2020年度)の交付状況については、次のとおりである。

○特定非営利活動法人長寿社会を考える会

補助対象事業区分	補助対象事業支出額 (円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
補助対象経費 その1 (運営費)	7,600,479	2,000,000	調理人人件費、配達経費、光熱水費、調理場借上経費、駐車場借上経費、事務経費
補助対象経費 その2 (設備経費)	0	0	器具及び備品(食事又は厨房用品、電気冷蔵庫、電気洗濯機等機器、冷房用及び暖房用機器)
合計	7,600,479	2,000,000	

○特定非営利活動法人食事サービス加多厨

補助対象事業区分	補助対象事業支出額 (円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
補助対象経費 その1 (運営費)	17,443,316	2,500,000	調理人人件費、配達経費、光熱水費、調理場借上経費、駐車場借上経費、事務経費
補助対象経費 その2 (設備経費)	0	0	器具及び備品(食事又は厨房用品、電気冷蔵庫、電気洗濯機等機器、冷房用及び暖房用機器)
合計	17,443,316	2,500,000	

(3) 地域活動支援センターⅢ型事業

○特定非営利活動法人八王子ワークセンター

ア 補助の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく地域活動支援センター事業を実施するために、社会福祉法人、特定非営利活動法人、財団法人、社団法人、医療法人、学校法人又は宗教法人が、八王子市の区域内に設置する事業所等の運営に要する費用の一部を補助することにより、障害者及び障害児の地域生活支援の促進を図ること。

イ 補助金の交付状況

令和2年度(2020年度)の交付状況については、次のとおりである。

補助対象事業区分	補助対象事業支出額 (円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
地域活動支援センターⅢ型事業運営費	7,626,310	7,500,000	人件費、建物等借上料、旅費、需用費、役務費、委託料

(4) 障害者工賃向上推進事業

○特定非営利活動法人八王子ワークセンター

ア 補助の目的

作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、地域の複数の作業所を取りまとめ、製品販路、受注先開拓を行い、共同製品受注、共同製品開発に向けたネットワークの構築等を行う団体が実施する事業に要する経費の一部を補助することにより作業所等の授産活動の活性化、障害者の一般事業所への就労の機会の拡大等、障害者の自立と社会参加の促進を図ること。

イ 補助金の交付状況

令和2年度(2020年度)の交付状況については、次のとおりである。

補助対象事業区分	補助対象事業支出額 (円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
障害者工賃向上推進事業	11,223,568	11,200,000	人件費、旅費、需用費、役務費、委託料

(5) 重度身体障害者グループホーム事業

○特定非営利活動法人若駒ライフサポート

ア 補助の目的

社会福祉法人、公益法人及び特定非営利活動法人が実施する重度身体障害者グループホーム事業に要する経費を当該法人に補助することにより、身体障害者の地域生活を支援すること。

イ 補助金の交付状況

令和2年度(2020年度)の交付状況については、次のとおりである。

補助対象事業 区分	補助対象事業 支出額 (円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
重度身体障害者 グループホーム 事業 (運営費)	17,982,496	14,638,000	報酬、給料、職員手当、賃 金、共済費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料、 賃借料及び備品購入費

(6) 地域福祉推進事業（有償家事援助サービス・ミニキャブ運行）

○特定非営利活動法人ヒューマンケア協会（有償家事援助サービス）

○社会福祉法人もくば会（ミニキャブ運行）

ア 補助の目的

地域の実情に応じて、創意と工夫により、柔軟に実施する障害者を対象とした福祉サービス等を行う非営利の民間団体に対して、その経費の一部を補助することにより、事業の円滑な執行を図ること。

イ 補助金の交付状況

令和2年度（2020年度）の交付状況については、次のとおりである。

○特定非営利活動法人ヒューマンケア協会（有償家事援助サービス）

補助対象事業区分	補助対象事業支出額（円）	補助金交付額（円）	主な対象経費の内容
地域福祉推進事業	4,313,705	2,500,000	コーディネーター人件費、事務所借上経費、備品費、事務所運営等に要する経費

○社会福祉法人もくば会（ミニキャブ運行）

補助対象事業区分	補助対象事業支出額（円）	補助金交付額（円）	主な対象経費の内容
地域福祉推進事業	4,574,599	2,500,000	コーディネーター人件費、事務所借上経費、備品費、事務所運営等に要する経費

(7) 福祉ホーム事業

○社会福祉法人東京玉葉会

○社会福祉法人東京リハビリ協会

ア 補助の目的

社会福祉法人が実施する福祉ホーム事業に要する経費を当該法人に補助することにより、障害者の自立した地域生活を支援すること。

なお、この補助金は、入居者1人1か月当たりの基準額に基づき、定額で交付されている。

イ 補助金の交付状況

令和2年度(2020年度)の交付状況については、次のとおりである。

○社会福祉法人東京玉葉会

補助対象事業区分	補助対象事業支出額 (円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
福祉ホーム事業	8,453,046	3,519,000	報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費

○社会福祉法人東京リハビリ協会

補助対象事業区分	補助対象事業支出額 (円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
福祉ホーム事業	1,824,894	552,000	報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費

(8) 小津町地域バス運行事業

○小津町地域バス等運営委員会

ア 補助の目的

運営委員会が実施する地域交通事業に補助することにより、交通空白地域において移動手段を確保することを目的とする。

イ 補助金の交付状況

令和2年度(2020年度)の交付状況については、次のとおりである。

補助対象事業 区分	補助対象事業 支出額 (円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
小津町地域 バス運行事業	5,720,660	3,648,000	事務費、委託費

4 監査の結果

八王子市監査基準に準拠し、前記の方法により監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体の財政的援助等に係る会計事務及びその他の事務は、当該財政的援助の目的に沿っておおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

(1) 八王子国際協会事業

(コミュニケーション・生活支援事業、国際交流・国際理解事業)

○特定非営利活動法人八王子国際協会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(2) 食事提供サービス活動支援事業

○特定非営利活動法人長寿社会を考える会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

○特定非営利活動法人食事サービス加多厨

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(3) 地域活動支援センターⅢ型事業

○特定非営利活動法人八王子ワークセンター

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(4) 障害者工賃向上推進事業

○特定非営利活動法人八王子ワークセンター

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(5) 重度身体障害者グループホーム事業

○特定非営利活動法人若駒ライフサポート

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(6) 地域福祉推進事業（有償家事援助サービス・ミニキャブ運行）

○特定非営利活動法人ヒューマンケア協会（有償家事援助サービス）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

○社会福祉法人もくば会（ミニキャブ運行）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(7) 福祉ホーム事業

○社会福祉法人東京玉葉会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

○社会福祉法人東京リハビリ協会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(8) 小津町地域バス運行事業

○小津町地域バス等運営委員会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

第3 指定管理に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる指定管理者、指定管理施設及び所管部課は、次のとおりである。

	指定管理者	指定管理施設	所管部課
(1)	社会福祉法人 東京都福祉事業協会	高齢者在宅サービスセンター 長沼	福祉部 高齢者いきいき課
(2)	社会福祉法人 清心福祉会	高齢者在宅サービスセンター 石川	
(3)	社会福祉法人 親和福祉会	高齢者在宅サービスセンター 中野	
(4)	医療法人社団 光生会	高齢者在宅サービスセンター 長房	
(5)	社会福祉法人 武蔵野会	心身障害者福祉センター	福祉部 障害者福祉課
(6)	株式会社京王エージェンシー・株式会社京王設備サービス共同事業体	高尾599ミュージアム	産業振興部 観光課
(7)	一般社団法人 マルベリーライフ	市営住宅（19団地を管理。 共同施設含む。以下同じ。）	まちなみ整備部 住宅政策課
(8)	東急コミュニティーグループ連合体	市営駐車場（3駐車場）	道路交通部 交通事業課

2 監査の主な着眼点及び実施内容

八王子市監査基準（令和元年12月26日施行）に基づき、監査対象の指定管理者及び所管部課が令和2年度（2020年度）に実施した指定管理業務に係る会計事務その他の事務の執行が、当該指定管理の目的に沿って行われているか監査するため、主な着眼点を次表のとおりとし、八王子市監査基準実施細目により、関係書類、帳簿、証憑書類等について照合、質問等通常実施すべき監査手続により実施した。

主な着眼点	
指定管理者	所管部課
(1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。	(1) 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は、法令、条例等に基づき適正に行われているか。
(2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。	(2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
(3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。	(3) 管理に関する経費の算定、支出手続等は、条例、規則、協定等に従い適正に行われているか。
(4) 公の施設の管理に係る諸規程の整備はなされているか。	(4) 事業報告書の点検及び管理に関する経費の精算事務等は適正に行われているか。
(5) 公の施設の管理に係る会計経理及び備品管理は適正に行われているか。	(5) 利用料金の承認手続は適正に行われているか。また、指定管理者に対して適時、適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。
(6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。	

3 指定管理の概要及び執行状況

- (1) 社会福祉法人東京都福祉事業協会（高齢者在宅サービスセンター長沼）
- (2) 社会福祉法人清心福祉会（高齢者在宅サービスセンター石川）
- (3) 社会福祉法人親和福祉会（高齢者在宅サービスセンター中野）
- (4) 医療法人社団光生会（高齢者在宅サービスセンター長房）

ア 指定管理業務の概要

高齢者在宅サービスセンターは、社会福祉法人及び医療法人社団が指定管理を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 介護保険法に基づく通所介護サービス（デイサービス）
- (イ) 施設、付帯設備、物品の保守、維持管理及び修繕（市が加入する建物損害保険が適用となる修繕及び大規模修繕を除く。）
- (ウ) 地域高齢者福祉の増進に関する業務（地域での高齢者福祉等の相談、専門窓口の紹介等、地域の高齢者福祉拠点としての活動）

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
高齢者在宅サービスセンター長沼	長沼町1302番地1
	平成28年（2016年）4月1日～ 令和3年（2021年）3月31日
高齢者在宅サービスセンター石川	石川町1920番地
	平成28年（2016年）4月1日～ 令和3年（2021年）3月31日
高齢者在宅サービスセンター中野	中野山王三丁目17番2号
	平成31年（2019年）4月1日～ 令和6年（2024年）3月31日
高齢者在宅サービスセンター長房	長房町588番地
	令和2年（2020年）4月1日～ 令和7年（2025年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

介護保険法に基づく介護報酬及び利用料自己負担金を財源とする全額利用料金制を採っており、市からの指定管理料の支払は行われていない。

(5) 社会福祉法人武蔵野会（心身障害者福祉センター）

ア 指定管理業務の概要

心身障害者福祉センターは、社会福祉法人武蔵野会が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 心身障害者の更生のための相談に関する業務
- (イ) 心身障害者の機能回復訓練及び作業訓練の実施に関する業務
- (ウ) センター運営に関する行事等の企画・実施業務
- (エ) センターの管理運営（条例に基づく承認等を含む。）に関する業務
- (オ) 施設及び設備の管理及び修繕（大規模修繕を除く。）に関する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
心身障害者福祉センター	台町二丁目7番22号
	平成28年（2016年）4月1日～ 令和3年（2021年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
確定払分	22,895,000	15,900,940	業務委託費、保守料、事務消耗品費、賃貸料、講習会費、機能回復訓練費、水道光熱費等
概算払分	33,550,000	27,351,884	人件費、修繕費、備品購入費
合計	56,445,000	43,252,824	

(6) 株式会社京王エージェンシー・株式会社京王設備サービス共同事業体
(高尾599ミュージアム)

ア 指定管理業務の概要

高尾599ミュージアムは、株式会社京王エージェンシー・株式会社京王設備サービス共同事業体が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 施設の管理運営に関する業務
- (イ) 施設等の保守・維持管理・修繕に関する業務
- (ウ) 高尾山の自然・歴史についての資料の展示・情報の提供に関する業務
- (エ) 市民及び高尾山の来訪者の交流の促進に関する業務
- (オ) 高尾山の来訪者への休憩の場の提供に関する業務
- (カ) 高尾山周辺及び市内の名所旧跡その他の観光場所の紹介に関する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
高尾599ミュージアム	高尾町2435番地3
	平成30年(2018年)8月11日～ 令和5年(2023年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	88,186,000	88,186,000	人件費、事業運営費、施設維持管理費、事務関連費

(7) 一般社団法人マルベリーライフ（市営住宅）

ア 指定管理業務の概要

市営住宅は、一般社団法人マルベリーライフが指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 施設の管理運営（施設の入退居関連事務を含む。）に関する業務
- (イ) 施設及び設備の維持管理及び修繕（大規模修繕を除く。）に関する業務
- (ウ) 入居者からの要望・苦情・相談等への対応業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
市営住宅 (ア)元本郷団地 (サ)落合第二団地 (イ)明神団地 (シ)長房第一団地 (ウ)西中野団地 (ス)長房第二団地 (エ)中野団地 (セ)泉町団地 (オ)大和田台団地 (ソ)恩方団地 (カ)大和田団地 (タ)川口団地 (キ)新地団地 (チ)檜原団地 (ク)中原団地 (ツ)高倉団地 (ケ)初沢団地 (テ)大谷団地 (コ)落合第一団地	令和2年（2020年）4月1日～ 令和7年（2025年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	32,380,150	32,380,150	人件費、事務費、業務委託費、公共料金
概算払分	47,000,000	47,000,000	修繕料
合計	79,380,150	79,380,150	

(8) 東急コミュニティーグループ連合体（市営駐車場）

ア 指定管理業務の概要

市営駐車場は、東急コミュニティーグループ連合体が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

(ア) 駐車場の供用（使用料の収納を含む。）に関する業務

(イ) 駐車場の安全確保に関する業務

(ウ) 駐車場の施設の維持管理及び修繕（大規模修繕を除く。）に関する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
八王子駅北口地下駐車場	旭町1番B1号
	平成30年（2018年）4月1日～ 令和3年（2021年）3月31日
旭町駐車場	旭町9番1号
	平成30年（2018年）4月1日～ 令和3年（2021年）3月31日
南大沢駐車場	南大沢二丁目27番地
	平成30年（2018年）4月1日～ 令和3年（2021年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
確定払分	132,065,352	132,065,352	人件費、事務費、業務委託費
概算払分	66,697,000	47,510,710	公共料金、修繕料
合計	198,762,352	179,576,062	

4 監査の結果

八王子市監査基準に準拠し、前記の方法により監査した限りにおいて、監査の対象となった指定管理者の指定管理業務に係る会計事務その他の事務の執行が当該指定管理の目的に沿って行われていることが、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 社会福祉法人東京都福祉事業協会（高齢者在宅サービスセンター長沼）
- (2) 社会福祉法人清心福祉会（高齢者在宅サービスセンター石川）
- (3) 社会福祉法人親和福祉会（高齢者在宅サービスセンター中野）

【指摘事項】(1)～(3) 共通

高齢者在宅サービスセンターにおける管理業務の報告時期について

福祉部 高齢者いきいき課
(社会福祉法人東京都福祉事業協会)
(社会福祉法人清心福祉会)
(社会福祉法人親和福祉会)

市が設置する高齢者在宅サービスセンター（以下「センター」という。）4施設（中野、長房、長沼、石川）の管理運営については、指定管理者制度を導入し、3社会福祉法人及び1医療法人社団を指定管理者に指定している。

センターの管理運営に当たっては、センターの管理に関する基本協定書を締結し、各指定管理者は、これに基づき施設の管理運営業務を実施している。また、センターの施設、附帯設備、備品等の保守管理及び維持保全（以下「保守管理等」という。）については、市が提示したセンター管理仕様書（以下「仕様書」という。）により各指定管理者が実施している。

保守管理等の実施状況については、平成24年度（2012年度）の財政援助団体等監査において、仕様書及び保守点検等実施状況書（以下「実施状況書」という。）の整備について指摘し、所管課からは、実績報告時に実施状況書を作成し提出することを指定管理者に指導したとの措置の通知があった。しかしながら、平成30年度（2018年度）の同監査において、各指定管理者から実施状況書が提出されていないことを確認したため、再度指摘し、これに対して、所管課からは措置として、実績報告時の提出書類確認表に「実施状況書」を盛り込み、確実に運用、提出及び確認がされるよう改善したとの通知があったところである。

そこで、今回、再度指定管理者からの実施状況書の提出状況について確認したところ、センター長房を除く3センター（中野・長沼・石川）において、実施状況書は提出されていたものの、提出時期については、実績報告時とされる提出期限を2か月以上経過した8月になってからであることが分かった。

所管課によれば、今回の提出の遅延について、指定管理者に対し指導等は行っていないとのことであった。

過去の2回の指摘は、市の責務として施設の保守点検や衛生管理等に係る業務の履行確認及び速やかな現状把握に努めるよう改善を促したものである。しかしながら、現在においてもこのような状況が生じていることは、過去の指摘に対する所管課の認識が希薄であったと言わざるを得ない。

については、所管課においては、施設の管理責任及びその重要性を十分理解した上で、指定管理者に対し、仕様書に基づき適切な報告がなされるよう指導を徹底されたい。

（４）医療法人社団光生会（高齢者在宅サービスセンター長房）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

（５）社会福祉法人武蔵野会（心身障害者福祉センター）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

（６）株式会社京王エージェンシー・株式会社京王設備サービス共同事業体 （高尾599ミュージアム）

【指摘事項】

利用料金に係る減免の規定について

産業振興部 観光課

（株式会社京王エージェンシー・株式会社京王設備サービス共同事業体）

市では、高尾599ミュージアムについて指定管理者制度を導入し、株式会社京王エージェンシー・株式会社京王設備サービス共同事業体を指定管理者として指定し、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までを指定管理期間として管理業務を行わせている。

高尾599ミュージアムの管理に関しては、「八王子市高尾599ミュージアム

アム条例施行規則」(以下「施行規則」という。)に基づく基本協定(以下「基本協定」という。)を指定管理者と締結し、当該施設を適正かつ円滑に管理することとされている。

基本協定では、管理運営業務の範囲が定められており、管理運営業務の一つとして、指定管理者は、「八王子市高尾599ミュージアム条例」(以下「条例」という。)に基づき交流施設を利用しようとする者から利用申請を受け付け、承認するとともに、利用料金を受け取ることとされている。また、条例によれば、指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減額又は免除(以下「減免」という。)することができるものと規定されている。

そこで、利用料金の減免について、施行規則及び「八王子市高尾599ミュージアム利用料金減免要綱」(以下「減免要綱」という。)を確認したところ、次のような状況が見受けられた。

- (1) 条例の規定を受けて、施行規則では減免の基準について、各号に列挙している場合のほか、市長が必要と認めるときと定めているにもかかわらず、市長の意思決定を経ることなく、部長決裁された減免要綱により減免の基準を定めている。
- (2) 減免要綱では、障害者の福祉を増進する事業を行うことを目的とする市内の団体等(以下「障害者団体」という。)で、市長が別に定める要件に適合するとき免除を認めているが、当該要件について市長による意思決定がされていない。

このことについて、所管課に確認したところ、減免要綱における市長が別に定める障害者団体の要件については、他の所管が市長決裁により定めた内容を要件としているとのことだが、規定上、市長が別に定めるとしているのであれば、当該施設の利用料金の減免要件について、改めて市長の意思決定を行うべきであり、不適切な手続と言わざるを得ない。

また、施行規則における市長が必要と認める基準についても、市長による意思決定が行われていないため適切な手続とはいえない。

交流施設は、所管課及び指定管理者が会議等に利用しており、その内容が設立目的に沿った利用という理由で、上記(1)の市長の意思決定によらない減免要綱に基づき利用料金が免除されている。減免の手続及び申請については、指定管理者が作成したマニュアルに基づき実施することとされているが、当該事例については、マニュアルによることなく免除申請及び免除の決定通知

が行われていないことも判明していることから、利用料金の減免については、その根拠を適正に規定するのみならず規定にのっとり確実に履行すべきであると考えます。

なお、減免の手続等に関する規定整備及び障害者団体の免除規定に関する意思決定については、令和2年度（2020年度）の財政援助団体等監査において指摘されている。

利用料金の減免は、利用者にとって重要な事項であり、また、指定管理者が市が示す基準に基づき判断し処理する行為であるため、それに関する判断基準は客観的かつ明確にするべきである。

については、所管課においては、利用料金の減免について、申請実績を踏まえ減免対象を明確にするとともに、利用者の理解及び指定管理者の判断が容易に行うことができるよう規定整備を行い、規定にのっとり適正な減免処理が実施されるよう図られたい。

また、指定管理者に対しても、マニュアルにのっとり適正な減免処理を実施するよう指導されたい。

(7) 一般社団法人マルベリーライフ（市営住宅）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(8) 東急コミュニティーグループ連合体（市営駐車場）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。